

法律案の趣旨

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について、未だに国民の理解が十分に進んでいない



全ての国民が性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様な在り方を互いに自然に受け入れられる**共生社会の実現**を目指し、**性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図る必要がある**

法律案の概要

1 目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする

2 定義

(1) 「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

(2) 「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

3 基本理念

国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない

4 国の役割等

① 国・地方公共団体の役割、② 事業主等の努力

※学校での教育・啓発は、保護者の理解と協力を得て心身の発達に応じて行う

5 施策の実施状況の公表

毎年1回、政府による施策の実施状況の公表

6 基本計画

政府が基本計画を策定（おおむね3年ごとに検討・見直し）

7 施策・措置等

- (1) 学術研究等の推進
- (2) 知識の着実な普及、相談体制の整備 等

8 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議

内閣府等の関係行政機関の職員で構成する連絡会議を設けて、連絡調整を行う

9 措置の実施等に当たっての留意

措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意

附則

- ① 公布日施行、② 検討条項（施行後3年を目途に法律の規定について検討）
- ③ 内閣府設置法の一部改正（内閣府の所掌事務に、基本計画の策定・推進に関する事務を追加）